

## 屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成26年4月28日(月) 午前9時00分から11時50分
2. 開催場所 屋久島町役場尾之間支所 第3委員会室

### 3. 出席委員 (18人)

|         |     |        |   |
|---------|-----|--------|---|
| 会長      | 1番  | 鎌田 秀久  | 君 |
| 会長職務代理者 | 2番  | 牧 潤三   | 君 |
| 委員      | 3番  | 中島 則雄  | 君 |
|         | 4番  | 川畑 孝博  | 君 |
|         | 5番  | 永野 眞佐子 | 君 |
|         | 6番  | 永綱 忠美  | 君 |
|         | 7番  | 岩川 直隆  | 君 |
|         | 8番  | 牧 優作郎  | 君 |
|         | 9番  | 日高 清明  | 君 |
|         | 10番 | 備 邦雄   | 君 |
|         | 11番 | 神宮司 守昭 | 君 |
|         | 12番 | 西橋 豊啓  | 君 |
|         | 13番 | 白川 満秀  | 君 |
|         | 14番 | 渡邊 祥太郎 | 君 |
|         | 16番 | 大角 利夫  | 君 |
|         | 17番 | 内田 政人  | 君 |
|         | 19番 | 岩川 孝行  | 君 |
|         | 20番 | 田中 武浩  | 君 |

### 4. 欠席委員 (0人) 欠席者

### 5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 報告第1号 農地法第5条の許可指令書の取消について
- 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地利用集積計画について
- 議案第5号 農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について
- 議案第6号 非農地証明願いについて
- 議案第7号 下限面積(別段面積)の設定について

### 6. 農業委員会事務局職員

|      |       |
|------|-------|
| 事務局長 | 日高 邦義 |
| 係長   | 川東 卓磨 |
| 主事補  | 日高 啓太 |
| 相談員  | 西田 博隆 |

7, 概要  
事務局長

皆さんおはようございます。

ただ今より平成 26 年度第 1 回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員憲章朗唱は 17 番委員の内田委員にお願い致します。

憲章朗唱（17 番委員）

お座り下さい。  
会長あいさつ。

会長

いよいよ 26 年度がスタートいたしまして、昨日は第 5 回のふるさと産業祭ということでにぎわいを見せたようでございます。また農政の方ではマスコミ等が“農政改革元年”が始まったということでアピールをしているところです。農業者の経営所得安定対策、いわゆる水田政策の見直しということがスタートいたします。2 番目には水田フル活用制度の見直し。要するに転作関係の見直しと言うことでございまして、例えば家畜の飼料は、今まで 85,000 円だったのが最高で 105,000 円まであげますということがうたわれております。3 目にはいわゆる農地の中間保有管理機構がスタートいたします。関連する法改正等も順次連絡がきているようでございます。その円滑な運営には、我々農業委員の活動が不可欠だということは、散々アピールしてきているところでございます。4 つめが日本型直接支払制度。現在行われております、いわゆる美土里サークル事業、あるいは中山間直接払等が、26 年度は暫定期間で 27 年度から本格的なスタートがきられるという風に伝え聞いているところでございます。

また、皆さんもご承知だと思いますが農業委員会制度についての見直しというのが国の方で議論されているところでございまして、6 月をめぐりに、その概要が示されることになっております。このことについて、先週の月曜日、東京の方で緊急集会がございました。急きょ、鹿児島県から 5 人の内の 1 人として出席をしましてまいりました。その概要については後もって概略を皆さんにご報告申し上げたいと思っております。

本日はご案内の通り議案も多くございます。スムーズに総会が進むように、皆さんのご協力をお願いしたいと思います。

それでは本日の会議録署名委員を 14 番委員、16 番委員にお願いをいたします。

議事を進めてまいります。

報告第 1 号。農地法第 5 条の許可指令書の取消について事務局から説明をお願いします。

事務局長

報告第 1 号。農地法第 5 条の許可指令書の取消について、次のとおり許可指令書の取消願いがあったので報告いたします。

整理番号 1 番。申請人：譲受人・[REDACTED]、清算人：[REDACTED] さん。譲渡人・[REDACTED] さん。土地の所在：[REDACTED]。地目：畑、[REDACTED] m<sup>2</sup>。利用状況：雑種地。第 2 種農地。事由：『転用事業者が事業を廃止したため。』ということです。転用目的及び事業計画：資材置き場・駐車場が [REDACTED] m<sup>2</sup>です。

平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日に 5 条許可をうけております。事業廃止日は平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日です。3 ページの方に 5 条許可申請書の取消願いを添付しております。以上です。

会長

報告案件でございしますが、あえて皆さん方からご質問なりご意見なり、あるいは担当委員さんの補足等ございましたらよろしく申し上げます。

○番（農業委員）

担当委員でございます。申請人は夫婦関係でございます。この事業は廃止するという事なんですけども、後で申請があがっております。

会長

他の皆さんからございませんか。

ご質問等無いようでございます。報告案件でございますので、このようにご認識をお願いいたします。

続きまして報告第2号。農地法第18条第6項の規定による合意解約について、事務局から説明をお願いします。

事務局長

報告第2号。農地法第18条第6項の規定による合意解約について、次のとおり合意解約の通知があったので報告します。

整理番号1番。権利の種類：賃貸借権。契約内容：経営基盤法。賃貸借人：借人・XXXXXXXXXXさん（XX歳）、貸人・XXXXXXXXXXさん（XX歳）。土地の所在：XXXXXXXXXX、他1筆。地目：田。2筆の合計面積がXXXXm<sup>2</sup>。賃借期間：平成XX年XX月XX日から平成XX年XX月XX日のXX年間でした。解約の理由：合意解約。賃貸借の解約の申し入れをした日：平成XX年XX月XX日。賃貸借の合意解約の合意が成立した日：平成XX年XX月XX日。賃貸借の合意による解約をする日：平成XX年XX月XX日。土地の引き渡し時期：平成XX年XX月XX日です。以上です。

会長

皆さん方からご意見等ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

ご意見無いということでございますので、このようにご認識をお願いいたします。

議案第1号。農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第1号。農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号1番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人・XXXXXXXXXXさん（XX歳）、譲渡人・XXXXXXXXXXさん（XX歳）。姉弟だということです。土地の所在：XXXXXXXXXX、他2筆。地目：畑。3筆の合計面積がXXXXm<sup>2</sup>。2筆が農用地区域内です。利用状況：休耕地・熱帯果樹。営農計画及び耕作期間：水稻が3月から8月、甘藷が3月から10月、野菜が1月から12月、果樹が7月から3月です。事由：規模拡大。権利の設定を受ける者の状況といたしまして、経営面積：所有面積がXXXXm<sup>2</sup>。従事者の経験年数：申請人がXX年。農機具等の保有状況といたしまして耕運機・1、刈払機・1です。

周辺地域との関係につきましては『支障等は特にはないと思います。』ということです。地域との役割分担につきましては『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。

申請人は高齢であります。農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会長

整理番号1番について担当委員のご意見ををお願いいたします。

○番（農業委員）

高齢ではありますが、夫婦で元気に作業されております。問題は無いと思います。

会長

皆さん方からご質問等ございませんか。

（「異議ありません。」の声あり）

異議なしの声でございます。

会長

整理番号1番について許可することにご異議ございませんか。  
（「はい。」の声あり）  
整理番号1番については、許可することに決定いたします。

続きまして整理番号2番、3番については受人が同一でございますので、一括審議をしてよろしゅうございますか。  
（「はい。」の声あり）  
事務局の説明をお願いします。

事務局長

整理番号2番と3番は受人が同一ですので、一括して説明をさせていただきます。

整理番号2番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人■■■■さん（■■歳）、譲渡人■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■、■■■■。地目：畑。2筆の合計面積が■■■㎡。農用地区域内です。利用状況：甘藷。営農計画及び耕作期間：果樹が1月から12月。事由：規模拡大。権利の設定を受ける者の状況といたしまして経営面積：所有面積が■■■㎡。申請人の経験年数が■■年、妻が■■年。農機具等の保有状況といたしまして刈払機・1、動噴・1です。

周辺地域との関係につきましては『支障等は特にないと思います。』ということです。地域との役割分担につきましては『集落等の共同作業に全面的に協力いたします。』ということです。非耕作地についてはありません。

続きまして整理番号3番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人■■■■さん（■■歳）、譲渡人■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■。地目：畑、■■■㎡。農用地区域内。利用状況：甘藷。

以下は整理番号2番と同じですので、省略させていただきます。

申請については譲受人の規模拡大ということですので、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会長

整理番号2番、3番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

譲受人は■■■で■■■と■■■をされている方です。■■■年くらい前に■■■の土地を■■■ちょっと買ひまして、初めての方なので心配しておったんですが、いつもきれいに整備してございます。今回もタンカンを作るということですので、心配ないかなと思います。以上です。

会長

皆さん方からご質問等ございませんか。

○番（農業委員）

■■■さんは■■■でして■■■等をされておりますが、本日上がってきた2件の他に■■■で整備をしたところも、不換地と言う形で約■■■ですが話がついているようですので、■■■としても意義はありません。

会長

他に皆さん方からご意見・ご質問等ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

ご意見ありませんの声です。

整理番号2番、3番について許可することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号2番、3番は許可することに決定いたします。

会長

続きまして 15 ページ、議案第 2 号。農地法第 4 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 2 号。農地法第 4 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号 1 番。申請人：[redacted]さん。土地の所在：[redacted]、[redacted]。2 筆の合計面積が [redacted] m<sup>2</sup>。利用状況：休耕地。第 2 種農地です。事由：『松・雑木が生育しており、農地に復旧するのに多額の費用を要するので雑木等の間に香木を植林したい。』ということです。転用目的及び事業計画：植林（香木）が [redacted] m<sup>2</sup>です。

申請地は平成 [redacted] 年 [redacted] 月に 3 条許可で取得されております。当初はポンカン・タンカン等の果樹を植えるということでしたが直径 20 cm 以上の雑木が生えておまして、土地の整備に多額の費用がかかるため植栽を断念した経緯がございます。その後全体的な計画の見直しに際して、このような申請が上がっております。

農地区分につきましては、10ha 以上の農地の広がり無しことから、第 2 種農地・その他の農地と判断いたしました。転用については、やむを得ないと判断いたしております。

会長

整理番号 1 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

3 条で買って約 [redacted] 年。集落との折り合いも未だにはっきりせず、現在進行形のような形なんですけども。

26 日に現場に行って担当の方と話をしたんですけども、すでに中に香木を植えてありました。申請地は一番初めに [redacted] が買って [redacted] という形で始めたところなんです。集落も当初から [redacted] の農場と理解している中で、最後まで 3 条として使ってもらいたいところなんですけども、皆さんのご審議をお願いいたします。

会長

整理番号 1 番につきまして、皆さん方からご質問等ございますか。

○番（農 業 委 員）

この [redacted] は住所を [redacted] から [redacted] の方に直したと聞いておったんですけども、この誓約書には [redacted] となっておりますね。[redacted] は [redacted] の [redacted] もされておりますから、間違いはないと思うんですけども。

会長

この [redacted] というのは [redacted] の [redacted] の北西に事務所がございます。

○番（農 業 委 員）

住所に間違いはない。屋久島にはおいているということですね。

会長

[redacted] は、農業生産法人ということになっております。農地を所有しておりますので。農業生産法人であるためには、役員要件がございます。役員過半が農業に従事しなくてはならないという要件、さらに、その過半は農作業に従事しなければならないという要件がございますので、屋久島以外に住所を変えるようなことがあります。農業生産法人の要件をチェックする必要があると思います。

法律は農業と農作業を区別しております。農業は経理も営業も農業なんです。農作業は現場に出て働くということですので、それを満たしていないと、立ち入り調査の対象になったり解散ということになります。

皆さん方からご意見を頂きます。

○番（農 業 委 員）

参考までに。香木ってなんですかね。大きくなる木、小さい木。今回

|             |  |
|-------------|--|
| ○番（農 業 委 員） | の転用で、雑木が生い茂りポンカン・タンカンが無理だということですが、香木は雑木の中でもうまく育つもんなんですかね。  |
| ○番（農 業 委 員） | 木ですからね。要するに商品化するまでが目的なんでしょうね。  |
| 会長          | 21 ページの航空写真で、木の生えていない、土の見た部分に香木を植えております。成育の良い木だというふうに見受けられます。<br>葉を粉末にして線香にして、新しい商品として販売していきたいということが書いてございました。   |
| ○番（農 業 委 員） | これは葉から皮から根っこから全部使えます。  |
| ○番（農 業 委 員） | この広い面積に 33 本ですからね。相当間隔を置いて植えてあるんで相当大きくなるんでしょうね。  |
| ○番（農 業 委 員） | 香木はすでに植えているということであれば、始末書は取らなくても良いのかなと思いますけど。   |
| 会長          | そこら辺の判断ですが、県の係長が現地を見に来た時も香木はすでに植えられておりました。その当時は、そこで育成をする。緑化樹として植えているという判断をされたものと思われま。  |
| ○番（農 業 委 員） | それであれば、山林ということではなくて商品化するということがし、やむを得ないと思います。   |
| 会長          | 他の皆さん、いかがでしょう。   |
| ○番（農 業 委 員） | ■■■■は農業法人ということで、活動の報告義務がありますよね。それは毎年あげられているんですか。   |
| 事務局長        | 報告はあげられています。   |
| ○番（農 業 委 員） | 農業法人として、これだけの農地を持っていて。収入が無いと採算は合いませんよね。毎日人夫をかかえて、どうやって経営しているのか考えるわけなんですけど、そこら辺は問題ないんですか。   |
| 会長          | 数字は覚えてないんですが、今のところ報告内容について例えば生産額の内、農業分が絡んでなければいけない規定がありますけども、少なくともその部分は満たされているというふうに私たちはいるところです。数字は覚えておりませんが。<br>ですから、借入金と投資で動けるんだと思います。当初3条申請の時の長期計画がありますので、それに従っていると受け取っているところです。<br>さらに3条で取得したところの変更なんで、変更理由・全体計画なりは県が許可する段階で補足資料として求められるのではないかと思います。 |
| ○番（農 業 委 員） | 理由書に『葉を粉末にし、線香に添加して新しい商品として販売したい。』とありますが、作るということで農地として認められないわけですかね。造園業の方が花木を植えていて農用地から外したいと言われる時に、管理がしてあるということではなかなか認められませんよね。   |
| ○番（農 業 委 員） | 先月、■■■■さんの非農地証明願いが出ましたけど緑化樹が植えてあるということで否決しましたから、この辺との関係はどうなるのかなと。  |
| 会長          | この香木を育成して大きくなって、他の所に販売したり植えなおした  |

会長

りするんであれば当然農地のままで良いというふうに受け止めています。ですからもう少し詳しく聞かないと。大きくして上の葉っぱを取るのであれば転用かなと。移植したりということが含まれるのであれば農地の緑化樹と同じだなというふうに考えているところです。そこら辺については私自身も県の指導に従いたいと思っております。

以前に北部の方でクヌギを植えてシイタケの原木として、10年・20年で利活用するという相談があった経緯があるんですが、それを県に紹介した時に『それであれば臨時転用』という指導を受けたことがございます。

○番（農業委員）

もうすでに植えてあると。■君の言うように、先月は否決した。そんな中でこれを認めるかどうか。

会長

極めて難しい判断を求められているところです。

○番（農業委員）

私は先月の■さんとは根本的に違うところがあると思っています。

会長

緑化樹として移動の対象にしているかどうか違いますね。

○番（農業委員）

それと、まわりの杉や雑木は切らずにそのまま残してということですから、始末書は必要ないということでしたので、自分はやむを得ないということしか言えないと私は思います。

○番（農業委員）

畑のままで良いですよ。というわけにいかないんですね。

会長

通常、農地というのは肥培管理をするというのが書かれているんですね。ですから、そこら辺がどうかなという疑問があります。私なんかのレベルから見て、あれは農地ですとはなかなか言えない状態です。

皆さんの意見が分かれるかもしれませんが、念のため採決をいたします。整理番号1番。■の案件について、やむを得ないという方は挙手をお願いいたします。

14名の同意がございます。よって整理番号1番はやむを得ないということで県に進達いたしたいと思っております。

次は22ページ。議案第3号。農地法第5条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第3号。農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号1番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人・■さん（■歳）、譲渡人・■さん（■歳）。土地の所在：■、畑、■㎡。利用状況：菜園。第2種農地・都市計画区域内です。事由：『自己の住宅を新築するため。』ということです。転用計画及び事業計画：土地造成が■㎡。一般住宅が■㎡、倉庫が■㎡です。

周辺に10ha以上の農地の広がりもないことから第2種農地その他の農地と判断いたしました。周辺は住宅が点在し住宅化が進んでいる地域でございます。転用しても周辺に農地も少なく影響も無いことから、転用はやむを得ないと思っております。以上です。

会長

整理番号1番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

28ページの航空写真を見てもらえるとわかると思うんですが、申請地の周辺は住宅。申請地は雨が降ると水たまりになってしまいます。おばさんが菜園をしていたようですが高齢でできなくなってから荒らしている状況です。周囲は住宅地でありますし、我々が見ても住宅を新築

○番（農 業 委 員） するということですが、私は認めても良いと思います。 以上です。

会長  
皆さん方からご意見ございますか。  
（「異議ありません。」の声あり）  
整理番号1番について許可することに同意することでご異議ございませんか。  
（「はい。」の声あり）  
同意することに決定いたします。

事務局長  
続きまして整理番号2番について事務局から説明をお願いします。

整理番号2番。権利の種類：賃借権設定。契約内容：使用貸借権。申請人：借人 [ ] 代表取締役 [ ] さん。貸人 [ ] さん（ [ ] 歳）。土地の所在： [ ] [ ]、畑、 [ ] m<sup>2</sup>。利用状況：雑種地。第2種農地です。事由：『建設業の資材置き場が必要で、他に適地がなかったため。』ということでございます。転用目的及び事業計画：土地造成が [ ] m<sup>2</sup>、事務所に [ ] m<sup>2</sup>であります。農地区分につきましては10ha以上の農地の広がりもないことから第2種農地・その他の農地と判断いたしました。

申請地につきましては、先ほど報告第1号で農地法第5条の許可指令書の取消をされたところでございます、 [ ] からの事業継承でございます。資材置き場に利用するという事で転用についてはやむを得ないと思います。 以上です。

会長  
整理番号2番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員） 借人と貸人については親子関係です。 [ ] が [ ] の事業を引き継いでやるということでして、資材置き場です。問題はないかなと考えているところです。 以上です。

会長  
整理番号2番について、皆さん方からのご意見を伺います。いかがでしょうか。

○番（農 業 委 員） 地元委員が親子関係と言っておりますが、 [ ] さんと [ ] さんは親子関係なんですか。

○番（農 業 委 員） [ ] 君は、 [ ] です。

○番（農 業 委 員） 報告第1号と関連ということで、意義はありません。

会長  
私がこの席からですが、この案件についての課題と言いますか、事業継承というのはここに記されている通りなんですが、 [ ] については前年の後半にも資材置き場ということで借り人になっておりますので、その資材置き場の利用状況等はどうかになっているのかなと。課題に残るところでございます。それでも足りなくて資材置き場が必要だということを示せるかということですよ。

資材置き場の基本的な添付資料は事務局の方で求めておりますけども、県がそれで納得できなければ補足で資料の送付が求められますのでその時は対応したいと考えております。

整理番号2番について、やむを得ないということでご異議ございませんか。  
（「はい。」の声あり）

続きまして整理番号3番について事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号3番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 [ ] 代表取締役 [ ] さん。譲渡人 [ ] さん。土地の所在： [ ]、畑、 [ ] m<sup>2</sup>。利用状況：休耕地。第2種農地・都市計画区域内です。事由：『現在隣接する [ ]、 [ ] で事業を行っていますが、全体的に狭いので規模を拡大したい。』ということです。転用目的及び事業計画といたしまして、土地造成が [ ] m<sup>2</sup>です。隣接地と一体として利用するという事です。農地区分につきましては周辺に10ha以上の農地の広がりも無いことから第2種農地と判断をしております。事業をしている隣接地と一体として利用し、規模を拡大したいということでございます。申請地は平成 [ ]年 [ ]月 [ ]日に農振除外の許可を受けております。転用についてはやむを得ないと判断いたしました。

会長

整理番号3番について、担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

資料の38ページをお願いしたいんですが。約1年前に農振除外で申請された土地です。右上の建物が [ ] の [ ]、真ん中が [ ] の [ ] です。今は [ ] になっています。右下の白い建物は [ ] さんの倉庫です。そこから左に100mほど行った所に申請地があります。渡人は屋久島を離れて50・60年になります。 [ ] で [ ] をしておりましたが、 [ ] も辞められております。屋久島に帰って来ることも無いということで、 [ ] に譲渡するという事です。ここは昨年、集落でも問題になって取り上げられて反対意見もあったんですが、反対理由というのが『農道脇だし墓もあるのに、作業車がたくさん通るのではないか。』という安全面からの反対だったんですが、写真では雑木ですけども、ここはすでに整地をして資材置き場になっておりまして事務所も設置し、作業員が2・3名おって仕事をしております。この既存施設はもう廃材で一杯になっております。申請地は大変荒れておりまして、農地として復元することも不可能だと思われまして、今まで大した問題も無く、集落との関係も周辺の方々との関係も良好です。のでやむを得ないかなと考えます。以上です。

会長

整理番号3番について、ご意見・ご質問等ございませんか。

○番（農業委員）

譲渡人は帰って来る意思がない。譲受人も隣接地で事業を行っているわけですが、ここら辺の大きなトラブルも無いということですのでやむを得ないと考えます。以上です。

会長

他の皆さんいかがでしょう。

（「異議なし。」の声あり）

整理番号3番については、やむを得ないということで申請に同意することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

続きまして整理番号4番。事務局の説明をお願いします

事務局長

整理番号4番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人 [ ] さん（ [ ] 歳）、譲渡人（ [ ] さん。土地の所在： [ ]、田、 [ ] m<sup>2</sup>。利用状況：休耕地。第2種農地・都市計画区域内です。事由：『隣接の私有地 [ ] を利用するにあたり進入道路が1mしかないため、土地を無償で分けてもらいました。』と言うことです。転用目的及び事業計画といたしまして進入道路の土地造成が [ ] m<sup>2</sup>です。

農地区分につきましては周辺に10ha以上の農地の広がりも無いことから第2種農地・その他の農地と判断しております。また申請地は自己



|             |  |
|-------------|--|
| ○番（農 業 委 員） | めにマテバシイを 200 本植栽するという事です。48 ページをお願いします。25 年度の農地利用状況調査では保全管理耕作地と判断しているところです。農地法 3 条の規定により、計画実行の確実性、適正な面積、周辺に被害の無いこと、問題ないと思います。 以上です。                          |
| 会長          | 整理番号 5 番について、皆さん方からご意見・ご質問等ございませんか。  |
| ○番（農 業 委 員） | この地図を見た限りでは、周辺に家も無くてここに木を植える必要があるんですか。   |
| ○番（農 業 委 員） | ここで育苗をするということでしょ。  |
| ○番（農 業 委 員） | はい。ここで育苗して粉塵除けに■■■■■に移植していくということです。  |
| 会長          | 育苗と言う話になると農地のままで良いんじゃないかということで、私も育苗と言うところにひっかかっているんですが、この場所が粉塵等で農地として活用できないから、その対策としてここに永久樹として植えるということじゃないのかなと思いつつ、この場に臨んできます。要するに育苗であれば畑として問題ないという話になってきます。 |
| ○番（農 業 委 員） | 私も現地の確認に行きましたけども、畑の周辺に植えると聞いていたんですが、書類を見ると“育苗”となっております。  |
| ○番（農 業 委 員） | 申請書類と担当委員の説明からしますと、他の案件との問題も出てくるのかなと。さっき会長が言われました粉塵の問題とかでここに永久に植えるという申請書が出て来なければ 5 条で出す意味がありませんので、ここでは保留にして当事者と地元委員が話をしてもらって来月また提案をするという形ではどうですかね。           |
| 会長          | 先ほどの保留という意見を踏まえて、私からの提案なんですけど、申請書の意向とは違いますが事務局で再確認をして、来月出しなおすということではいかがでしょうか。  |
| ○番（農 業 委 員） | もし本当に育苗であったらどうするんですか。  |
| 会長          | 育苗であったら、この申請を取り下げさせていただくことになります。農地のままで良いですよ。ということですね。  |
| ○番（農 業 委 員） | 1 か月遅れたらどうのこうのっていう案件でもないと思いますので、申請人と事務局と、相談員も含めて担当委員と、そこらあたりの確認をして永久樹だということであれば、認めて良いと思います。  |
| 会長          | 他の案件の補足等もございまして、これを優先的というわけにもいきませんが、極力皆さんの意向に沿った形で事務局も動きたいと思えます。よろしいでしょうか。<br>（「はい。」の声あり）  |
|             | 次にまいります。議案第 4 号。農用地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。   |
|             | 整理番号 1 番、2 番につきましては受人が同一ですので、一括審議をお願いします。  |
| 事務局長        | 議案第 4 号。農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法  |

事務局長

第 18 条第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画について議決を求める。

整理番号 1 番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：賃貸借権設定。申請人：借人 [ ] さん（ [ ] 歳）、貸人 [ ] さん（ [ ] 歳）、 [ ] さん（ [ ] 歳）、 [ ] さん（ [ ] 歳）。土地の所在： [ ]。畑、 [ ] m<sup>2</sup>。農用地区域内です。内容：野菜。契約期間：平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日から平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日までの [ ] 年間。借料：年間 [ ] 円です。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：果樹・野菜。所有面積： [ ] m<sup>2</sup>。従事日数：70 日。農機具等の保有状況：トラクター・1、スプリンクラー・1、バックホー・1、動噴機・1、軽トラック・1です。

整理番号 2 番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：賃貸借権設定。申請人：借人は整理番号 1 番と同一です。貸人・ [ ] さん（ [ ] 歳）、 [ ] さん（ [ ] 歳）。土地の所在： [ ]、田、 [ ] m<sup>2</sup>。農用地区域内。内容：野菜。契約期間：平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日から平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日までの [ ] 年間。借料：年間 [ ] 円です。

以下は整理番号 1 番と同じですので省略させていただきます。

この案件につきましては、認定農家ではありませんが農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断いたします。

会長

整理番号 1 番・2 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

借り人はポンカン・タンカン・エンドウ・マンゴー・パッション・ジャガイモなど作っております。

52 ページの航空写真で説明をいたします。ページ数をうってある方が山手でございます。右手の方は [ ] です。白いハウスが 4 棟ございますが、 [ ] 君のパッションのハウスです。その山手側に区用地と [ ] さんの土地がありますが、 [ ] さんがこの土地も借りて 3 年ほど前までガゼツやジャガイモを作っておりましたけども、最近は耕作しておりませんでした。 [ ] 君は集落の役員もしているわけなんですけど、『この土地は放棄地になりそうだ。自分に 1 年貸してくれないか。自分が農地に返した後、集落の営農青年に貸したらどうか。』という相談がありまして、申請を出しております。問題ないと思います。

会長

皆さん方からご質問等頂きます。いかがでしょう。

○番（農業委員）

1 枚は区用地ですが、そこら辺の問題はないんですか。

○番（農業委員）

区用地はすべて [ ] さんと [ ] さんの名前です。大きな区用地は数筆しかありませんので大事にしていきたいところです。今回の申し出は非常に助かっているところです。

会長

他の皆さんからご意見ございませんか。  
（「ありません。」の声あり）

1 筆は区用地、1 筆は相続未登記で名義人の配偶者とその子ということで過半数の同意を得ての申請です。あえて貸借期間が 1 年間なんですけど、私が相談を受けた時に、私ども農業委員がやってもおかしくない事例かなど。本人が解消をして 1 年後には新たな担い手に貸し付けて良いですというお話で、私も感激したところです。

整理番号 1 番・2 番については計画を認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

会長

整理番号 1 番・2 番は計画に同意することに決定いたします。

事務局長

53 ページです。議案第 5 号。農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について事務局から説明をお願いします。

議案第 5 号。農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項に基づき意見を求める。

整理番号 1 番。変更区分：農用地除外。申請人：  
さん（  
歳）。土地の所在：  
、他 2 筆。地目：  
畑。3 筆の合計面積が  $\text{m}^2$ 。利用状況：休耕地・資材置き場・原野。  
都市計画区域・農用地区域内です。変更理由：『  
の建設資材置き場が狭くなったため、当該申請地を拡張したい。』  
と  
言うことです。変更目的及び事業計画といたしまして土地造成が  
 $\text{m}^2$ です。

申請地は表土も浅くて農地として復元するには大変難しいと思われ  
ます。申請地の隣接地も砂利状態の土地でありまして、現在建設資材置  
き場として利活用されている状況であります。

周囲の農地に対する影響も、考えられないと思います。また現地調査  
の結果についてもやむを得ないと判断をいたしました。以上ござい  
ます。

会長

整理番号 1 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

場所からご説明いたします。55 ページの地図を見ただきまして、  
から山手に上がります。申請地の右横が  
さんの  
になります。57 ページの写真をみてわかるように石が出てくる土地で、以  
前一部に花木を植えられておりましたが、今現在はかなり荒廃しており  
ます。面積が  $\text{m}^2$ と広いんですが、ほとんどが石状態です。ここで  
農業をするのはかなり厳しいということで、今回資材置き場として利用  
したいので、農用地から外してほしいという申請です。問題はないかな  
と思っております。

会長

現地調査に同席をした方で補足がありましたらどうぞ。

○番（農 業 委 員）

現地を見る限りではほとんど岩盤です。地元委員の言うように仕方な  
いかと思います。

会長

他の皆さん方からご質問、ご意見いただきます。いかがでしょう。

○番（農 業 委 員）

ここは元々  
の開拓地であって、砂利採取をした場所じゃないです  
かね。その段階で砂利採取をする申請があったんですかね。

会長

その確認はできておりません。

○番（農 業 委 員）

資材置き場については今日の申請にも出てきておりますが、この申請  
人も何回か資材置き場として申請を認められてきていると思うんです  
けども、そこらあたりは活用されているのかどうか。また、地元委員、  
隣接委員の説明の中で砂利状態ということですが、この 57 ページの写  
真を見れば昔からの農地の状態じゃないんじゃないかと思ひます。  
君からもあったように、重機を入れたかどうかわかりませんが草も  
生えていない状態ですから、これまでに手を入れているんじゃないか  
という気がするんですが、そのあたりはどうでしょうか。

会長

すみません。私の方から少し写真についての説明をいたします。57  
ページの上の写真ですが、手前の砂利は平成 20 年に資材置き場として

会長

申請をして許可になった場所です。ここの奥が申請地です。それから下の写真ですが、これも木の生えているところが申請地で手前の砂利は過去に転用申請があったところが写っております。

それから過去の申請については、ご指摘の通り平成 20 年、平成 16 年に申請がございます。こういう案件の場合、許可を受けた資材置き場の現在の利用状況を何年前までさかのぼって求めることができますかということ、私の方で県の振興課の方に宿題として投げかけております。通常はいったん農地から離れると、農業委員会が口を出すすべはないというのが一般的なんです、県はだいたい 10 年間の資料を持っておりますので、そこら辺は何らかの指導があると思います。

○番（農 業 委 員）

平成 20 年度に許可されたところは、資材置き場として使われているんですか。

会長

一見して砂利置き場になっていますね。砂利の上に一部鉄鋼資材が置かれております。

○番（農 業 委 員）

周りに影響が少ないということですが、          ㎡ですからね。宅地で売買したりすることがあるんじゃないかという気がして聞いてみたんですけれども。

○番（農 業 委 員）

資材置き場ということでの申請ですが、表土を全部はいで砂利を出してというのは、農地として良いんでしょうかね。

会長

これは私の個人的な見解ですが、一部人為的な改廃に該当しているんじゃないかと思っています。

○番（農 業 委 員）

そこらあたりで始末書を取るべきでないかと思えますけど。

○番（農 業 委 員）

この変更理由の中に、『          、          の建設資材置き場が狭くなったため。』とありますが、55 ページの図面で言うとどこらへんになりますか。

○番（農 業 委 員）

申請地のすぐ右側 2 枚です。カーブのところの 2 枚です。  
それと、先ほどから          さんがおっしゃっているんですが、申請地は一部重機が入っているんですが、車を通すためにいじったと思うんですが、ほとんどが砂利に雑木が生い茂っている状況です。

会長

確かに申請地は人為的に砂利を掘り起こしたような跡があります。  
農用地の除外をするときに一番重要なのは周りに影響があるかどうかと、転用の確実性という問題があります。周りへの影響という点につきましては、さきほど担当委員からございましたように、それほど問題は起きないだろうと判断したところ、転用の確実性については事業計画が細かく記載されてないと、ちょっと手こずるのかなと思っています。

（「やむを得ないと思います。」の声あり）

やむを得ないということでご意見がございましたが、そのように意見を提出してご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

それではやむを得ないということで決定いたします。

続きまして議案第 6 号。非農地証明願いについて事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 6 号。非農地証明願いについて、次のとおり非農地証明願いがあったので議決を求める。

事務局長

整理番号1番。申請人：[ ]さん（[ ]歳）。土地の所在：[ ]。地目：畑。面積：[ ]㎡。農用地区域・第2種農地です。非農地に至った理由並びに現在の管理状況：『昭和[ ]年代、植栽事業により当該土地の9割以上に杉が植栽されている状況である。今後農地として再利用するには開墾費用及び私自身の年齢的な面において、農地としての再利用が困難である為今回非農地証明願いを申請いたします。』ということです。

申請地は、[ ]から南東[ ]kmほどに位置し昭和[ ]年代に植栽事業で杉が植わっている状況でございます。山林状態と認めざるを得ない状況であります。農地として再利用するには極めて難しいと思われることから非農地としてやむを得ないと判断いたします。 以上です。

会長

整理番号1番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

現地確認調査をしたわけなんですけども、農地としてはとてもじゃないが不可能だと判断をしたわけなんです。この土地については、杉が40年・50年と大木になっておりまして非農地証明をお願いしたいと思います。

会長

現地調査に立ち会われた方で補足がございますか。

○番（農業委員）

補足は無いんですけども、見るからに山林状態でした。これはやむを得ないですね。という意見です。

会長

整理番号1番について、皆さんからご意見等ございますか。

（「異議ありません。」の声あり）

異議なしの声でございます。整理番号1番について非農地と認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

非農地と認めることに決定いたします。

続きまして整理番号2番について事務局の説明をお願いします。

事務局長

整理番号2番。申請人：[ ]さん（[ ]歳）。土地の所在：[ ]。地目：畑。面積：[ ]㎡。第2種農地・都市計画区域内です。非農地に至った理由並びに現在の管理状況：『昭和[ ]年頃から後継者が無く、耕作を放棄している。現況は杉や雑木が繁茂しており、農地としての性質を喪失している。』ということです。

申請地につきましては[ ]から南東に[ ]ほどの所に位置し、杉や雑木が繁茂している状態でありまして、農地として再利用するには相当の労力が必要であるため、やむを得ないと思います。また申請地内にある倉庫の築年数が30年以上であるため特に支障も無いように思われます。 以上です。

会長

整理番号2番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

4月17日は島外に出ておりましたので現地調査に立ち会えなかったんですが、農地パトロールで毎月回って見ているところです。65ページをお願いします。現況は上の写真のように雑木が道路沿いにずっと生えている状態です。下の写真は農作業小屋なんですけど、30年以上前から建っております。64ページをお願いします。場所なんですけど、[ ]近くの県道から[ ]ほど上がったところです。ページ数がうってある方が山手、上の方が海手となります。申請地は航空写真のように緩やかに山に登りながらのひよろ長い土地で、周りの状況からしてもこ

○番（農 業 委 員）

ここで畑ができるような場所ではないと思います。倉庫を撤去して農地に復元するまでの労力と費用、またこの土地の形状につきましても生産性が上がる作物を作れるだろうかという疑問もあります。またシカやサル  
の被害も十分考えられるということで、この場所に関しては非農地として認めることはやむを得ないと思います。 以上です。

会長

整理番号2番について、皆さん方のご意見・ご質問を頂きます。いかがでしょう。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしの声であります。整理番号2番について非農地として認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

非農地として認めることに決定いたします。

続きまして整理番号3番。事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号3番。申請人：■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■、他2筆。地目：田。3筆の合計面積が■■■■  
㎡。いずれも第2種農地であります。非農地に至った理由並びに現在の管理状況：『■■■■の一部にタンカンなどを作付けしており、私が■■■■  
年前に帰りを継いで管理していたが、年を取り体力も衰え、耳も聞こえなくなる等の体調面の不安及び後継者もないことから、農業をあきらめた結果、非農地状態となってしまった。』ということです。

申請地は■■■■の■■■■から■■■■の所に位置しておりまして現況といたしましては竹山・雑木林となっております申請人も高齢で後継者もなく、今後も農地として使うことは困難だと思われま。非農地とすることはやむを得ないと判断いたしております。 以上です。

会長

整理番号3番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

申請人は■■■■におられたんですが、定年になり帰ってきて両親の後を継いで畑をしておりました。67ページの写真ををお願いします。県道から■■■■くらいあがってきたところですけども、ここに一部タンカンを作っておりましたが、一人でなんとか継続してやっておったんですが耳を悪くして、一人で山に入ることもなくなったということです。

会長

皆さん方からご質問等ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号3番について非農地として認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号3番は非農地として認めることに決定いたします。

続きまして整理番号4番。事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号4番。申請人：■■■■さん。代理人：■■■■  
■■■■さん。土地の所在：■■■■。地目：畑。面積：■■■■  
㎡。第3種農地・都市計画区域内です。非農地に至った理由並びに現在の管理状況：『旧所有者である耕作者が死亡後、後継者がなく旧所有者が親父子であったため、手続き不詳のまま仮宅を建てこんだ。それを今日まで補修しながら住み、宅地として使用するに至った。』ということです。

■■■■から南東■■■■の所に位置しており、すでに家屋が建っております。その家屋も昭和■■■■年に建築されており20年を経過しておりますので、非農地としてやむを得ないと判断いたしました。 以上です。

会長

整理番号4番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

この案件も現地調査を欠席しましたが、70ページの写真で説明いたしますと、申請地の左にあるのが[ ]です。下の道路は[ ]の中心を走る道路で、申請地の周辺も宅地化が進んでいる場所です。申請地の左の方に網目模様がありますが、ここはがけ崩れを起こして擁壁が建っておりまして崖になっております。申請地の右側も崖になっておりまして畑と言う利用も難しい場所だと思います。71ページの写真を見てください。家が写っておりますが、後ろは崖です。自分たちが小さい時も、ここを畑として使っていた記憶もありませんし、木造の古い建物に人が住んでいるという記憶しかありません。20年以上経っているという点からも、許可して良いと思います。以上です。

会長

整理番号4番について、皆さん方からご質問等ございませんか。  
（「ありません。」の声あり）

整理番号4番については非農地として認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号4番は非農地として認めることに決定いたします。

次は72ページです。議案第7号。下限面積（別段面積）の設定について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第7号。下限面積（別段面積）の設定について。

平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内全部または一部についてこれらの面積の範囲内で別段面積を定め、農林水産省令で定めるところによりこれを公示した時は、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになりました。

「農業委員会の適正な事務実施について」（20経営第5791号平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知）が、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は毎年、下限面積（別段面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

このため今年度の下限面積（別段面積）の設定について以下の通り提案いたします。

（1）農地法施行規則第20条第1項の運用について

方針：現行の下限面積（別段面積）30aの変更は行わない。

理由：2010年農林業センサスで、管内で30a未満の農地を耕作している農家が全農家数の約4割であるため。

（2）農地法施行規則第20条第2項の運用について

方針：現行の下限面積（別段面積）30aの変更は行わない。

理由：平成25年度の農地法第30条の規定に基づく利用状況調査面積でも本町の農業形態から新規参入者を阻害している原因になっている事例が見当たらず、また下限面積を少なく設定しても現在の農業を取り巻く情勢の中で新規就農者等の増加は望めず、耕作目的よりも資産目的の取得が増える可能性があり遊休農地解消には繋がらず、農業政策に混乱を招く恐れがある。

ということです。熊毛管内では1市2町ではありますが5反歩であります。ご検討をよろしくお願いいたします。

会長

ただいま事務局から説明がありましたように、この下限面積については毎年吟味をなささいという指導になっておりますので、皆さん方や農家の方からご要望があったというわけではございません。国の指示に従ってこのように提示しているわけなんです、今の 30a を維持するという姿勢に皆さんからのご意見いかがでしょうか。

(「異議ありません。」の声あり)

異議なしということでございます。議案第 7 号については現状通り堅持するという決定としたいと思います。ありがとうございました。

事務局

【行事予定説明】

会長

以上をもちまして、第 1 回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会 (11 時 50 分)

屋久島町農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定による署名

14 番

16 番

平成 26 年 4 月 28 日

屋久島町農業委員会会長 鎌田 秀久